

災害時における炊き出しの実施に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害その他の災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲と乙が相互に協力して行う市民生活の安定を図るための炊き出しの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が開設した避難所又は甲が指定する被災場所（以下「避難所等」という。）において炊き出しを必要とするときは、乙に対し、キッチンカーによる当該避難所等における炊き出しの実施について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、乙に加盟するキッチンカーにより、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。

- 2 乙が炊き出しを実施する場合の品目は、原則として別表に定める品目のうちから災害に応じて甲が指定するものとする。
- 3 乙が炊き出しを実施する場合に要する物資は、乙が輸送するものとする。

（物資の提供）

第5条 甲は、乙が第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施する場合において、必要な物資が不足するときは、甲が締結している応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

(報告)

第6条 乙は、第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施したときは、甲に対し、速やかに災害時における炊き出しの実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第2条の規定による要請に応じて実施した炊き出しに要した費用は、全額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、炊き出しの終了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲については秋田市総務部防災安全対策課長、乙については秋田県キッチンカー協会会長とする。
- 3 甲および乙は、連絡責任者の氏名、連絡先その他必要な事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。
- 4 甲および乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年 月 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月18日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長

秋田市大町五丁目4番20号
乙 秋田県キッチンカー協会
会 長

別表（第4条関係）

炊き出し品目

分類	品目名
米飯類	カレーライス、牛丼、おにぎりその他これらに類するもの
麺類	そば、うどん、ラーメン、焼きそばその他これらに類するもの
汁物	豚汁、みそ汁、コンソメスープ、コーンスープその他これらに類するもの
軽食	クレープ、たこ焼きその他これらに類するもの

様式第1号（第3条関係）

防安第 号
年 月 日

秋田県キッチンカー協会
会長 様

秋田市長

災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書

災害時における炊き出しの実施に関する協定第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日時	年 月 日 時 分から 時 分
納品場所	
現場担当者 (市職員)	氏 名 電話番号
要請担当者	氏 名 電話番号

品目	数量	備考

様式2号（第6条関係）

年 月 日

秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田県キッチンカー協会 会長

災害時における炊き出しの実施報告書

年 月 日付け 防安第 号で要請のあった災害時における炊き出しの実施に関する協定第4条の規定に基づく炊き出しが完了したので報告します。